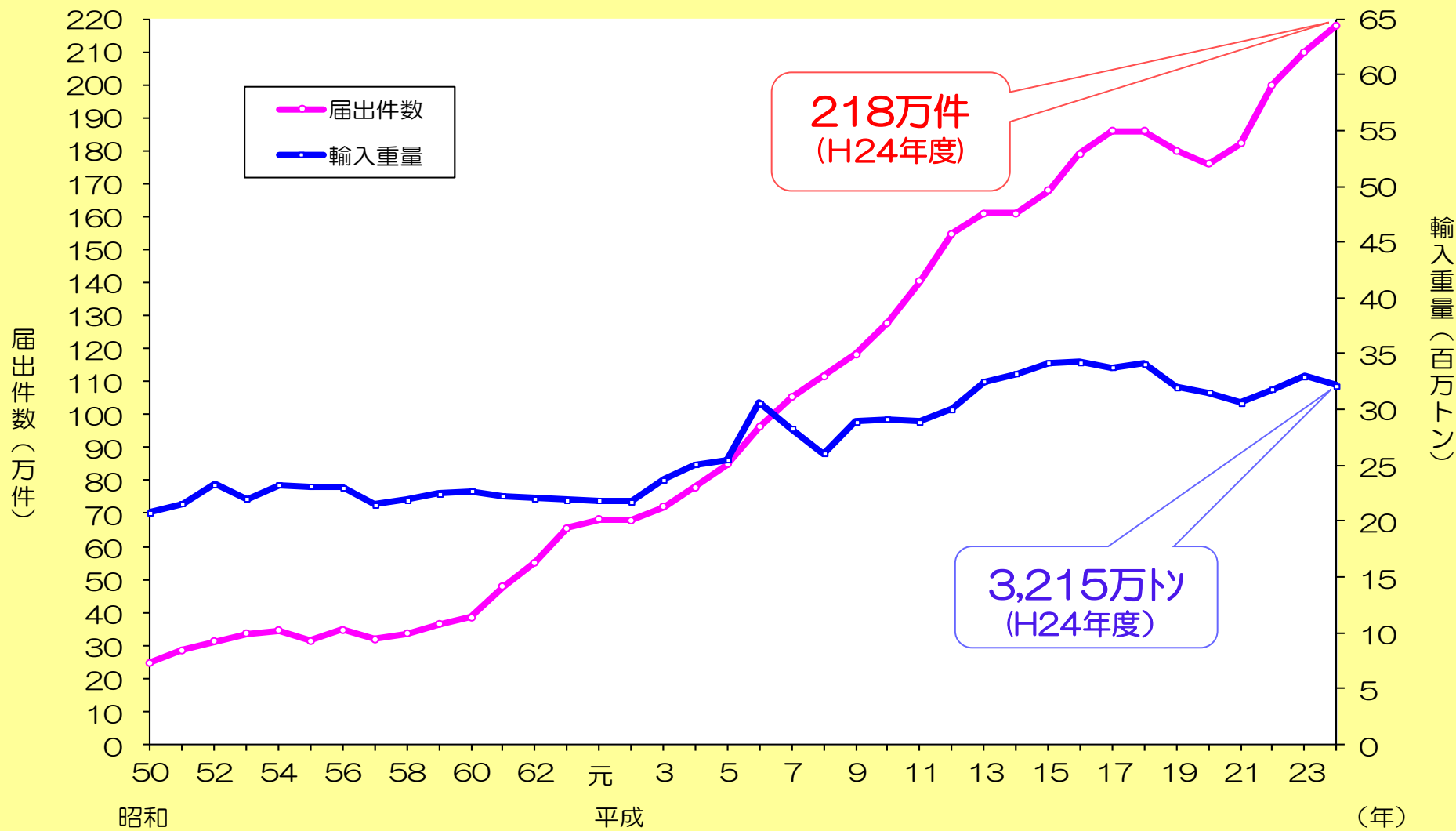


規制改革会議
第4回貿易・投資等ワーキング・グループ

厚生労働省 提出資料
平成25年11月7日

食品等の輸入届出件数・重量推移

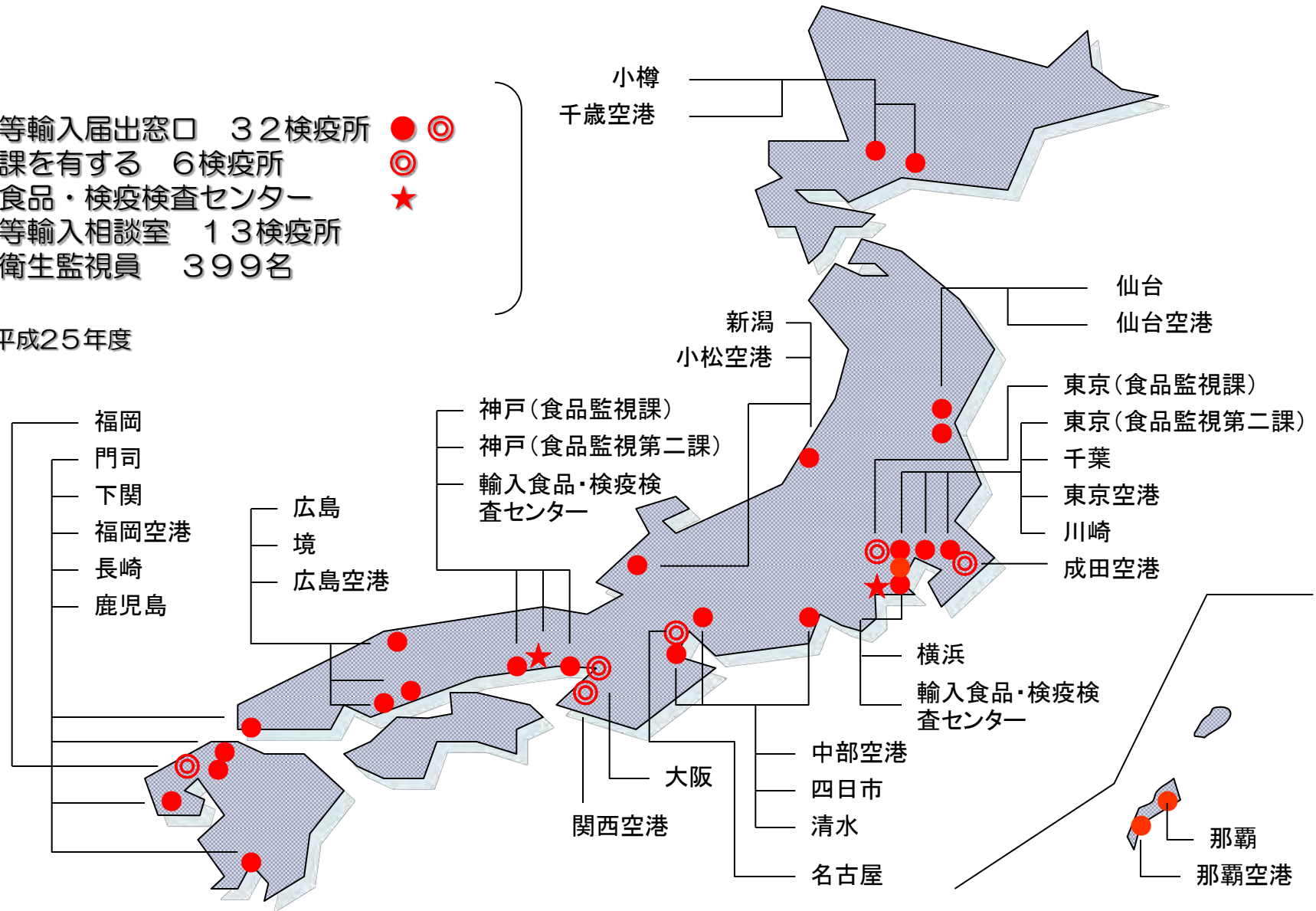


*昭和50年から平成18年は年次、平成19年以降は年度

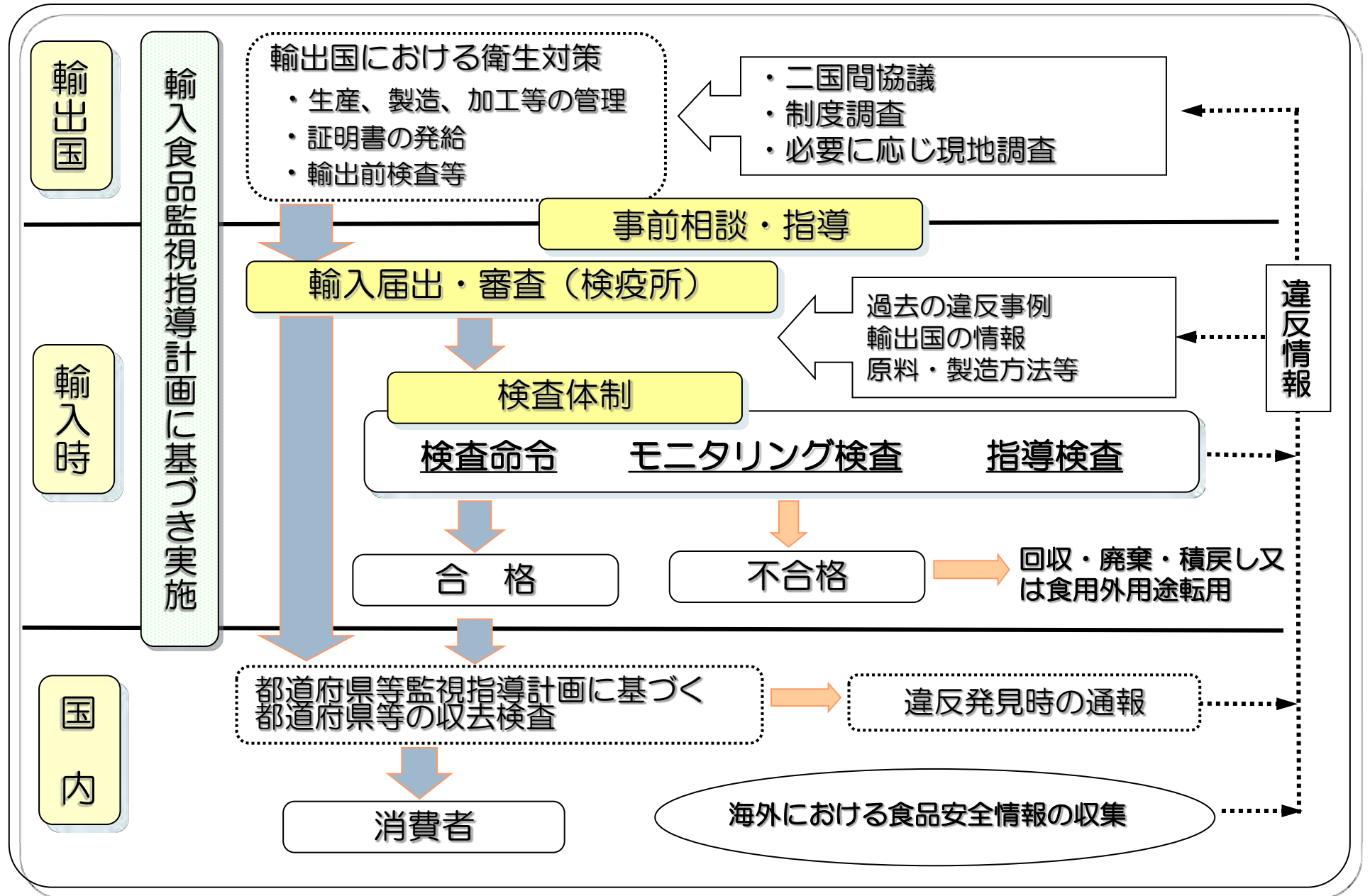
食品等輸入届出窓口配置状況

- 食品等輸入届出窓口 32 検査所 ●◎
- 検査課を有する 6 検査所 ◎
- 輸入食品・検査検査センター ★
- 食品等輸入相談室 13 検査所 ◎
- 食品衛生監視員 399 名

※平成25年度



監視体制の概要



食品等の輸入の届出

食品等を輸入しようとする者は厚生労働大臣に届出なければならない（食品衛生法第27条）

届出事項

- ❖ 輸入者の氏名、住所
- ❖ 食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
- ❖ 使用されている添加物の品名
- ❖ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ❖ 遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
- ❖ 添加物製剤の成分
- ❖ 器具、容器包装又はおもちゃの材質
- ❖ 貨物の事故の有無

等

食品等事業者の責務

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

輸入食品監視指導計画

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

厚生労働大臣は、・・・毎年度、翌年度の食品・・・の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。

② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項



平成25年度輸入食品監視指導計画

❖ 6 輸入者の自主的な安全管理の実施に係る指導に関する事項

(1) 輸入者に対する基本的な指導事項

法に基づく輸入手続・・・輸入者の責務等について周知を図る。

併せて、・・・特に継続的に輸入する場合にあっては、原材料や製造方法等に変更がないこと、届出時に提示する自主検査等の成績と届出貨物の同一性が確保されていることを十分確認するよう指導する。

(4) 自主検査の実施

初回輸入時においては、輸入食品等の規格基準や添加物等の使用状況に基づき、当該輸入食品等が法に適合していることの確認のために必要な検査項目について自主検査を行うよう指導する。また、継続的に輸入する場合にあっては、(1)の指導事項を踏まえ、定期的に当該輸入食品等の規格基準、添加物等の使用状況を確認し、同種の食品の違反情報等も参考としながら、自主検査を行うよう指導する。

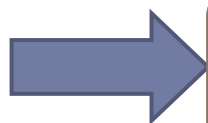
「定期的に確認」➡ 原則1年に1回指導

自主検査の現状

○定期的な自主検査を行う際の検査機関

- ①地方衛生研究所等地方公共団体の食品衛生検査施設
- ②登録検査機関（日本国内に98機関）
- ③外国公的検査機関（世界各国に合計3,829機関）

例：イタリア348機関、英国121機関、ドイツ857機関、フランス488機関



自主検査は、「③外国公的検査機関」で行った結果の提出でもよい。
（ただし、輸送中に変化するおそれのある微生物検査等は除く。）

○「EU（28カ国）」における食品に含まれる「添加物」及び「微生物」に係る違反実績

	添加物			微生物			添加物・微生物
	初回輸入	継続輸入	合計	初回輸入	継続輸入	合計	総計
23年度	31	18	49	19	39	58	107
24年度	23	12	35	20	23	43	78

※継続輸入の違反には、モニタリング検査や検査命令での違反も含まれる。

（参考）全輸入届出に係る違反件数（添加物、微生物、残留農薬・動物薬等の違反を全て含む）

23年度：1,306（延数）、1,257（実数）

24年度：1,122（延数）、1,053（実数）

現状の考え方

EU産食品に対する定期的な自主検査指導の要否についての検討

○現状の考え方

輸入者による定期的な自主検査については、未指定添加物の意図せぬ混入の可能性や、輸送時等における微生物の増殖の可能性等も踏まえると、食品衛生法第3条に規定する食品等事業者の責務に基づき、最低限、定期的な自主検査の指導を行う必要がある。